

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注29の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー

(1) 船舶に設置するもの

[表略]

(2) 航空機に設置するもの

周波数	指定周波数帯
5,400MHz	5,385MHzから5,415MHzまで
9,400MHz	9,300MHzから9,500MHzまで

[2・3 略]

改正前

1 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー

(1) 船舶に設置するもの

[表同左]

(2) 航空機に設置するもの

周波数	指定周波数帯
5,400MHz	5,385MHzから5,415MHzまで
9,345MHz	9,320MHzから9,370MHzまで
9,375MHz	9,350MHzから9,400MHzまで

[2・3 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。